

刑法性犯罪規定施行 3 年にあたっての要請

刑法改正市民プロジェクト

2023 年に刑法性犯罪規定が改正されてから 3 年が経過しました。この改正によって、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が導入され、同意がなければ犯罪であることを明文化した性犯罪規定が成立したこと、性交同意年齢が引き上げられたこと、公訴時効の延長がされたこと等、被害者に寄り添う法制度改革として私たちは高く評価してきました。改正刑法が適切に運用され、性犯罪の厳正な処罰と被害者保護が抜本的に前進すること、さらに「性行為は同意に基づかなければならない」という社会規範が定着することで、誰もが加害者にも被害者にもならない社会を作っていくことを私たちは期待しています。同様の期待は、改正を強く後押しした広範な市民の間でも共有されていると私たちは確信します。しかし、施行後 3 年を経過しましたが、そのような社会の実現は道半ばであり、政府のさらなる対応を強く期待し、要請するものです。

1 改正刑法の積極的な運用を

改正刑法施行後、認知件数、検挙件数の大幅な増加はみられています。警察は担当者や署による対応のばらつきがありますが、以前よりは前向きな姿勢に変わってきています。しかし起訴のハードルが低くなった実感はあまりありません。法務省におかれましては、法曹関係者、とりわけ検察官に対し、改正刑法性犯罪規定の「同意がない性行為は犯罪である」という趣旨にのっとった正しい解釈を、国会答弁で法務省が示した詳細な内容も含め、改めて周知徹底し、処罰の間隙が起きないように対処するよう求めます。そして、起訴率の動向、改正刑法 176 条 177 条に規定された 8 類型ごとに区別して分析すること、不同意および被疑者の故意に関する嫌疑が不十分と判断されるに至った判断基準の分析、施行後の不起訴理由調査などを行い、今回改正の効果を検証・分析し、2 年後の法改正に備えることを求めます。

2 改正刑法の内容の普及・啓発は不十分

刑法性犯罪規定改正に伴い、政府は一定の広報をしています、その努力は未だ十分とは言えません。性的同意に関する十分な認識がないまま性犯罪が行われる恐れがあります。近年発覚した、著名人の性暴力に関する事件に関しても、性暴力に関する旧来の狭い認識や「強姦神話」を前提とする主張が見られ、こうした情報によって誤った理解をする人が増えたり、被害者への二次加害が深刻化することが懸念されます。本来、性犯罪を訴追する立場の大阪地検トップによる性加害事件において有罪を認める認否を撤回し、同意誤信を主張する姿勢に転じたことは刑法改正の流れに逆行する動きです。性行為の同意の趣旨および改正刑法の具体的内容を広く周知徹底することは喫緊の課題です。

日本全国で、公共交通機関やインターネット等、ありとあらゆる機会に、同意を基礎とする改正刑法の意義と具体的な処罰規定の内容について繰り返し周知徹底すべきです。そのためには都道府県や基礎自治体と十分に連携した取り組みが欠かせません。

学校教育においては、未だに改正刑法の趣旨が十分に児童生徒・学生に周知されているとは言えません。「生命の安全教育」の実施は一步前進ですが、学習指導要領の位置付けもありません。「生命の安全教育」を正式に学校教育に位置付け、刑法改正を踏まえて性的同意や刑法性犯罪規定の内容も教育によって周知することを求めます。

現在の日本では性教育が圧倒的に不足しており、国際水準の人権教育の水準には達していません。加害者も、被害者も、傍観者も生まないように、社会、家庭、学校を含め、個人を大切に作る包括的性教育^(注 1)の強力な推進が必要です。

3 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」予算拡充の緊急の必要性

刑法性犯罪規定の改正や旧ジャニーズ性加害問題の報道を受けて、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」に対する相談件数は増加の一途をたどっています。男性被害者や子どもへの支援のニーズも高まっていますが、その受け皿は十分ではありません。こうした中、全国のワンストップ支援センターは乏しいリソースで対応に迫られ、日々の支援に支援者が疲弊している状況です。支援者支援及び財政的な支援がなされない持続可能な支援が困難といえます。

ワンストップ支援センターにはそもそも根拠法がなく、国と自治体の責務や各都道府県のワンストップ支援センターへの支援や連携に関する法律上の規定もありません。また、国からの予算規模は支援現場の実態に見合ったものとは全くなっておらず、都道府県による位置づけの違いによってワンストップ支援センター間の格差も広がっています。支援の地域格差があることで、どこに住んでいてどこで被害にあったかによって受けられる支援が違ふことは問題です。国は、今こそ、ワンストップ支援センターへの支援を抜本的に拡大するとともに、長年の懸案である性暴力被害者支援法の制定を進めるべきです。

4 自治体との連携・情報共有

刑法性犯罪規定による適切な処罰の実施と内容の普及啓発により、誰もが被害者にも加害者にもならない社会を構築するためには、全国津々浦々で、国と都道府県や基礎自治体が緊密に連携した普及啓発、被害者支援、性暴力・性犯罪予防等の取り組みを推進することが必要です。そのためには国と自治体の信頼関係の上に、情報を共有することは不可欠です。

私たちは、2023 年、沖縄で発生した性犯罪について、県警・県検察庁や政府から沖縄県に対する情報共有がなされなかったことに深く衝撃を受けました。その後、青森・神奈川・山口・長崎で同様に米国兵による性犯罪が自治体に共有されていなかったことが判明しています。犯罪予防や普及啓発の最前線に立つ自治体が、足元で発生する性犯罪について知らされないなどということが繰り返されてはなりません。被害者のプライバシーに配慮しつつも、情報を速やかに共有し、国と自治体が緊密に連携し、刑法性犯罪規定の適切な運用と改正法の趣旨の実現を共に推進していくよう、求めるものです。

5 公訴時効の更なる見直しについて検討を

今回の改正で公訴時効が延長されたことによって、被害者が被害申告でき、捜査につながった件数がどれだけあるのか明らかにしていただきたいです。一方、公訴時効が延長されても依然として救われない被害者が多数いることも事実です。国内外の調査研究を進めて、公訴時効の撤廃を含めた更なる見直しについて検討を進めてください。

6 インターネット上やデジタルデバイスによる性的画像拡散被害など「テクノロジーによる性暴力」対策の一層の推進を

性的姿態等撮影罪、16 歳未満の子どもに対する面会要求などの罪が新設された結果、検挙実績があがるなど、これまでは把握されなかった加害行為が適切に処罰されるようになったことは、非常に大きな成果であると思います。しかしながら、テクノロジーを用いた性暴力や、監視・追跡などのストーキング、そしてインターネット上での人権侵害は、ディープフェイクやなりすまし、セクストーション、紛失防止タグによる追跡など、新しい手口を含めた被害が国外まで拡大・深刻化しています。また、それは、盗撮や性的画像の拡散という単独の行為が問題だけでなく、広範なインターネット上での攻撃・中傷行為の一部であり、「拡散されるのではないか」という不安被害やインターネットでの中傷による自死を含め、より多面的に私たちの生活に影響を及ぼしつつあります。

そして、SNS などを経由した出会いにより性的画像を送らせる行為やロマンス詐欺を含む詐欺、SNS を経由して会った結果起きる性暴力や監禁、殺人などの被害は子どもだけでなく成人も受けています。また AI 生成による加工被害や、同意のもとに撮影された性的画像の拡散等の被害については、今回の法規制ではカバーされていません。法務省は、他の省庁や自治体、民間団体、専門家とも連携し、こうした「テクノロジーによる性暴力」への対策を強化する必要があります。そこで、以下のことを求めます。

- デジタル性被害、インターネット上の被害についての相談窓口を強化し (民間支援団体への助成を含む)、またそのような相談支援を通じて得られた被害実態や支援方法の情報を持っている 民間支援団体との連携を強化すること
- インターネット事業者、SNS プラットフォーム事業者などとの情報交換や、指導を積極的に行い、事業者による被害防止の努力、自主規制を促し、また防止に役立つ技術開発を推進すること
- 社会全体への啓発・周知を行うとともに、調査などによりその被害実態や加害行為の特徴の把握に努めること
- これらを踏まえ、必要な、さらなる法的規制 (事業者及び個人の行為)について、検討すること

以上

注 1 ユネスコ等の国際機関が共同で策定した国際セクシュアリティ教育ガイダンスでは、包括的性教育の特徴として、以下の 10 項目を挙げています。 1) 科学的に正確であること 2) 徐々に進展すること 3) 年齢・成長に即していること 4) カリキュラムベースであること 5) 包括的であること 6) 人権アプローチに基づいていること 7) ジェンダー平等を基盤にしていること 8) 文化的関係と状況に適応させること 9) 変化をもたらすこと 10) 健康的な選択のためのライフスキルを発達させること

【刑法改正市民プロジェクト所属団体】

一般社団法人 Colabo/NPO 法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク/一般社団法人 Spring/ NPO 法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO/NPO 法人性暴力救援センター・東京 (SARC 東京)/性暴力禁止法をつくろうネットワーク/NPO 法人全国女性シェルターネット/NPO 法人千葉性暴力被害支援センターちさと/NPO 法人ぱっぶず/認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ(五十音順) 2026/8/20 現在